矢掛町空き家改修補助金 (令和3年度)

(令和3年4月1日時点)

- 矢掛町 改修費用の1/2を補助(上限額150万円(千円未満切捨て)) <補助対象> 居住を目的とした空き家
- 補助上限額(150万円)のうち50万円 … 登録時改修で利用可能
 - ※ 補助対象工事のみ。他の補助金(矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金を除く)を受けて改修を行った場合は、上限額(150万円)から差し引いた金額が「補助上限額」となります。
 - ※ 矢掛町伝統的建造物群保存地区内の空き家改修工事を行う場合、 矢掛町教育委員会の意見・許可に従い、保存地区の歴史的風致を 著しく損なうものでない改修を行う必要があります。



【補助対象工事】(原則、矢掛町内の事業者による施工に限る)

- 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修
- 内装、屋根、外壁等の改修
- 給湯設備工事、電気設備工事、換気設備工事、給排水衛生設備工事
- 不要物撤去・ハウスクリーニング など
- 賃貸借契約等を締結した日 又は 転入日 (いずれか早い日) から 1 年以内 は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。
- 他要件に関わらず、令和4年2月末を目途に交付決定を受ける必要があります。

補助の種類	概 要
<u>登録時</u> 改修	空き家 <u>所有者</u> が、賃貸借契約等の締結前に、 空き家情報登録を行った物件の改修を行うこと
<u>契約後</u> 改修	空き家の <u>所有者 又は 利用者</u> が、賃貸借契約等の締結 後に、空き家情報登録を行った物件の改修を行うこと

対象となる人 2親等以内

2親等以内の親族間での活用は、補助対象外となります。

所 有 者 (条件を全て満たす人)

- ① 補助金交付の日から**5年以上空き家情報登録を** 行うことを誓約する人
- ② 賃貸借契約等の成立以外の理由で、情報登録の 中止を行わないことを誓約する人

利用者 (<u>どちらか</u>の条件に 当てはまる人)

- 1. 空き家に居住する予定の転入者または転入誓約者で、転入日以前3年以内に矢掛町内に居住経験がなく、補助金の交付決定の日から5年以上空き家に居住することを誓約する人
- 2. 空き家に居住する予定の空き家利用者で、転入日以前3年以内に矢掛町内に居住経験がなく、 転入前に空き家利用希望者登録台帳に登録され、 補助金の交付決定の日から5年以上空き家に居 住することを誓約する人

補助金申請・交付の流れ

